

松江市告示第 158 号

松江市総合事業住民主体サービス運営費支援補助金交付要綱（平成 29 年松江市告示第 100 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 市の交付する松江市総合事業住民主体サービス運営費支援補助金については、松江市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成 28 年松江市告示第 434 号。以下「実施要綱」という。)に定める訪問型サービス B 及び通所型サービス B を行う団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については松江市補助金等交付規則(平成 17 年松江市規則 48 号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において「<u>介護予防・日常生活支援総合事業</u>」とは、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 115 条の 45 第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 市の交付する松江市総合事業住民主体サービス運営費支援補助金については、松江市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成 28 年松江市告示第 434 号。以下「実施要綱」という。)に定める訪問型サービス B 及び通所型サービス B を行う団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については松江市補助金等交付規則(平成 17 年松江市規則 48 号。以下「規則」という。)_____に定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において、<u>次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる</u>_____。</p>

2 前項に規定するもののほか、この要綱で使用する用語は、実施要綱で使用する用語の例による。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助対象者の範囲、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、補助金の交付対象経費、補助金の率又は額及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

略	
補助金交付の目的	松江市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス B (住民主体等による支援) 及び通所型サービス B(住民主体等による支援)の運営に必要な費用を助成することにより、住民の支え合いによる地域づくりの構築を図ることを目的とする。
補助対象者の範囲	補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する団体で、訪問型サービス B 又は通所型サービス B を実施する団体として登

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業  
介護保険法(平成9年法律第123号)第15条の45第1項第1号及び第2号に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。

(2) この要綱において使用する用語は、実施要綱で使用する用語の例による。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助対象者の範囲、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、補助金の交付対象経費、補助金の\_\_\_\_\_額及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

略	
補助金交付の目的	松江市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス B (住民主体等による支援) 及び通所型サービス B(住民主体等による支援)の運営に必要な費用を助成することにより、住民の支え合いによる地域づくりの構築を図ることを目的とする。
補助対象者の範囲	補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する団体で、訪問型サービス B 又は通所型サービス B を実施する団体として登

	録した団体とする。 (1)・(2) 略 (3) <u>松江市市民活動センター</u> <u>指定団体設置要綱(令和2年</u> <u>12月16日市民部長決裁)第</u> <u>2条第2号に規定する加入団</u> <u>体</u> (4)～(6) 略		録した団体とする。 (1)・(2) 略 (3) <u>松江市市民活動支援セン</u> <u>ター登録団体</u> _____ _____ _____ (4)～(6) 略
	略		略
補助金の 交付対象 経費	補助金の交付対象となる経費 は、 <u>次</u> に掲げる経費(事 業実施年度に支出したものに 限る。ただし、事業実施年度の 4月から円滑に事業を開始す るために、やむを得ず前年度に 支出せざるを得ないと市長が 認めるものについてはこの限 りでない。)とする。ただし、 <u>当該</u> 経費のうち、 松江市その他の団体から補助 を受けている <u>もの</u> については、 補助金の交付対象外とする。 (1) 講師等への謝礼( <u>補助金</u> <u>の交付を申請した団体の構</u> <u>成員に対するもの</u> は対象外) (2)～(6) 略 (7) サービスの利用調整を行 う <u>ための</u> 間接的な人件費 (8)～(10) 略	補助金の 交付対象 経費	補助金の交付対象となる経費 は、 <u>次の各号</u> に掲げる経費(事 業実施年度に支出したものに 限る。ただし、事業実施年度の 4月から円滑に事業を開始す るために、やむを得ず前年度に 支出せざるを得ないと市長が 認めるものについてはこの限 りでない。)とする。ただし、 <u>次の各号に掲げる</u> 経費のうち、 松江市その他の団体から補助 を受けている <u>経費</u> については、 補助金の交付対象外とする。 (1) 講師等への謝礼(_____ _____ <u>団体</u> _____ <u>構</u> <u>成員</u> _____ <u>は対象外</u> ) (2)～(6) 略 (7) サービスの利用調整を行 う_____ <u>間接的な</u> 人件費 (8)～(10) 略
補助金の 率又は額	<u>次の各号に掲げる区分に応じ、</u> <u>当該各号に定める率又は額と</u>	補助金の 額	<u>次に掲げるとおり</u> _____と

	<p>する。</p> <p>(1) 訪問型サービス B <u>作業時間が 30 分以下の場合は 500 円、30 分を超える場合は 1,000 円にそれぞれ実施回数を乗じて得た額の合計額</u></p> <p>(2) 通所型サービス B <u>補助対象経費の 10 分の 10 の額。ただし、1 回の開催当たり 2,000 円、かつ、年間 30 万円を上限とする。</u></p>		<p>する。</p> <p>(1) 訪問型サービス B <u>作業時間が 30 分以下の場合は 500 円、30 分を超える場合は 1,000 円にそれぞれ実施回数を乗じて得た額の合計額</u></p> <p>(2) 通所型サービス B <u>補助対象経費の 10 分の 10 の額。ただし、一回の開催当たり 2,000 円、かつ、年間 30 万円を上限とする。</u></p>
<p>終期</p>	<p><u>令和 5 年 3 月 31 日</u></p>	<p>終期</p>	<p><u>令和 4 年 3 月 31 日</u></p>
<p>(交付の申請)</p> <p>第 4 条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書に次の各号に掲げる<u>区分ごとに当該各号に定める</u>書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(申請の期日)</p> <p>第 5 条 規則第 4 条に規定する補助金等交付申請書は、事業を開始する日の 7 日前<u>(4 月 1 日から 4 月 7 日までに事業を開始する場合は、事業開始日)</u>までに提出しなければならない。</p>		<p>(交付の申請)</p> <p>第 4 条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書を次_____に掲げる_____書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(申請の期日)</p> <p>第 5 条 規則第 4 条に規定する補助金等交付申請書は、事業を開始する日の 7 日前_____までに提出しなければならない。<u>ただし、4 月 1 日から 4 月 7 日までに事業を開始する団体においては当日までとする。</u></p>	

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。